

令和6年7月26日

平塚市監査委員	市川喜久江
同	城田孝子
同	山原栄一
同	秋澤雅久

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和5年度の財務監査

企画政策部 デジタル推進課、資産経営課
総務部 納税課、市民税課、固定資産税課

2 監査の実施期間

令和6年5月13日から6月27日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務
 - 契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

なお、今回の定期監査において、契約書添付の個人情報取扱特記事項に基づく報告書の提出漏れが複数課において散見された。また、収入事務における納期限の設定誤りについては

これまでも多くの課で指摘されてきたところである。監査結果については、対象部課だけでなく庁内で共有し、各課における適正な執行につなげるとともに、財務及び契約に関する事務を統括する部署においては、全庁的に適正な執行がされるよう必要な対応を取られたい。

企画政策部

(1) デジタル推進課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。

個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 資産経営課

ア 財務に関する事務の執行については、適切に行われていると認められた。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
貸付施設 (駅北口駐輪場)	良好に管理されていた。
貸付地 (平塚商工会議所)	良好に管理されていた。
貸付地 (真土連合自治会・大真土西自治会館)	良好に管理されていた。
貸付地 (公所自治会館)	良好に管理されていた。

総務部

(1) 納税課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、納期限の設定誤りがあった。

契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。また、契約書に改訂前の個人情報取扱特記事項を添付していた。

平塚市財務規則及び個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 市民税課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。

個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(3) 固定資産税課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。

個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

以 上